

2021年1月 吉日

ガス警報器工業会

パイプシャフト内等の密閉された空間に設置するガス警報器について

1. 本文書作成の目的

近年、高層の建築物が増加しており、出火防止対策として、ガス配管のあるパイプシャフト内やガス遮断弁室やガスメーター室等にガス警報器が設置される場合がございます。

特に吸排気がないことから、ガスが滞留する可能性のある位置に設置されていることが多くございます。このような環境下に警報器を設置する場合についての注意点を、周知することを目的としております。

2. 設置対象について

建物区分に定める超高層建物(高さが60mを超える建物)や、ガスと電気設備が共用されているパイプシャフト内において、各地域の火災予防条例に基づき、出火防止対策や防爆工事等の安全措置のためにガス警報器の設置が必要となっています。

(詳細については各地域の消防本部等に確認をお願い致します。)

3. 注意事項

パイプシャフト内等の密閉された空間にガス警報器を設置する際には、以下の点に注意していただくようお願い致します。

密閉された空間において、コーキング材等にシリコーン素材を使用している場合には、ガスセンサの性能に影響を及ぼす場合がございます。

ガス警報器は通常の住戸内環境においては有効期限を5年間とさせていただいておりますが、上記のような環境下では5年間の製品性能を満足出来ない可能性がございます。具体的にはガスの存在しない状況で警報を発する場合や、ガスを検知し難くなる場合が考えられます。

このような点から、上記の火災予防条例を満たすためには5年以内でのガス警報器の交換をお願い致します。

ただし、コーキング材が十分に乾燥している場合、製品性能への影響は少ないと考えられます。

定期点検(1年以内)を必ず実施していただくとともに、ガス警報器の取扱説明書の注意事項等をご確認ください。

以上